

契約書(案)

1. 契約件名 複合機の保守及び消耗品等の供給契約
2. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
3. 履行場所 神戸運輸監理部（本局）
兵庫県神戸市中央区波止場町1-1
神戸運輸監理部兵庫陸運部
兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町34-2
神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所
兵庫県姫路市飾磨区中島福路町3322
神戸運輸監理部姫路海事事務所
兵庫県姫路市飾磨区須加294-1
4. 契約金額 別表のとおり
5. 契約保証金 免除（予算決算及び会計令第100条の3第3号による。）

支出負担行為担当官 神戸運輸監理部長 ○○○○（以下「発注者」という。）と、○○○○（以下「受注者」という。）は、下記の条項により、契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、受注者が仕様書に基づき、常時正常な状態で稼働しうるように複合機の保守並びに複合機に必要な消耗品等（ドラムを含む。以下同じ。）の円滑な供給を行い、発注者がこれに対して保守及び消耗品等料金を受注者に支払うことを目的とする。

（契約対象物件及び設置場所）

第2条 契約対象物件及び設置場所は、別表のとおりとする。

（保守及び消耗品等料金）

第3条 保守及び消耗品等料金は、別表のとおりとする。

- 2 テストコピー（受注者の社員が複合機の保守にあたり、複合機の点検調整のために使用したコピーをいう。）及び不良コピーの枚数は、1ヶ月のコピー枚数から除く。ただし、不良コピーは、受注者の社員又は受注者の指定する者が受注者の責に帰すると認めたものに限る。

(保守及び消耗品等料金の請求)

第4条 受注者は、毎月末に発注者の指定する者の確認を受けて複写枚数を算出し、保守及び消耗品等料金を書面をもって発注者に請求する。

(保守及び消耗品等料金の支払)

第5条 発注者は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に当該請求金額を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、発注者が自己の責に帰すべき事由により前項に規定する期間内に当該請求金額の支払をしないときは、遅延日数に応じ年利2.5%の割合で計算した額(円未満切捨て)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、支払うことを要さない。

(複合機の保守)

第6条 受注者は、複合機が常に良好な運転状態を保つように、定期的に社員を設置場所に派遣して点検及び調整を行わなければならない。

- 2 受注者は、複合機が故障したときは、社員を設置場所に派遣して当該複合機の修理に着手し、速やかに正常な運転状態に回復させなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定する作業の実施を受注者所定の営業時間内に行う。ただし、受注者は、やむを得ない事情により同作業の実施を営業時間外に行ったときは、受注者所定の料金を発注者に請求できる。

(消耗品等の供給)

第7条 受注者は、受注者の社員の点検又は発注者の通知に基づき、コピー品質維持のために受注者が必要と認めたときは、ドラムを取替える。

- 2 受注者は、受注者の社員の巡回又は発注者の通知に基づき、予備手持量の不足を知ったときは、その他の消耗品を供給する。

(消耗品の所有権)

第8条 消耗品の所有権は受注者に属し、発注者は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

- 2 発注者は、消耗品が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなどの行為及び消耗品を他に流用してはならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、保守の実施にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解約)

第10条 発注者又は受注者は、原則として3カ月前に文書によって相手方に通知することにより本契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者が本契約条項に正当な理由なく違反したときは、文書によって受注者に通知することにより本契約を解除することができる。

3 受注者は、前項の規定により契約を解除されたときは、予定総額の10%相当額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(消耗品の返還)

第11条 発注者は、契約期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約が解約されたときは、消耗品を速やかに受注者に返還しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第12条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第

1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(その他)

第14条 本契約条項疑義を生じたときは、又は本契約に定めのない事項は、発注者

及び受注者双方協議のうえ決定し、協議により解決できないときは、神戸地方裁判所に調停の申し立てをし、双方がこの調停に服する。

上記契約の証として、本書2通を作成して、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1
支出負担行為担当官
神戸運輸監理部長 ○○ ○○
(T4800012000003)

受注者

別表

対象物件	設置場所	保守及び消耗品等料金（税抜）			
		カテゴリ	枚数 範囲	単価	枚数 控除
RICOH IMC3500F 11台	本局（総務課、会計課、企画課、船員労政課、船舶安全環境課）5台 兵庫陸運部（魚崎庁舎）3台 姫路自動車検査登録事務所2台 姫路海事事務所1台	モノカラー	一律	円	1%
		カラー	一律	円	1%
RICOH IM3500F 1台	本局（旅客課）1台	モノカラー	一律	円	1%
RICOH IM3500 3台	本局（船舶安全環境課、運航労務監理官）2台 兵庫陸運部（魚崎庁舎）1台	モノカラー	一律	円	1%